

○鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則

平成 5 年 9 月 30 日
規則第 82 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島市における建築物に附置する駐車施設に関する条例(平成 5 年条例第 13 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(設置又は変更の届出)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の規定による駐車施設の設置又は変更の届出は、駐車施設設置(変更)届出書(様式第 1)正副 2 通に次の表に掲げる図面を添付して市長に提出して行うものとする。ただし、変更の届出に添付する図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

| 図面の種類 | | 明示すべき事項 |
|----------------------|---------------------------|---|
| 条例第 8 条 第 1 項の建築物 | 配置図 (縮尺 500 分の 1 以上) | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及びその幅員 |
| | 各階平面図 (縮尺 200 分の 1 以上) | 縮尺、方位、間取り及び各室の用途 |
| 駐車施設 | 付近見取図 | 方位、道路、目標となる建物及び位置並びに条例第 8 条第 1 項の建築物との距離 |
| | 配置図 (縮尺 500 分の 1 以上) | 縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及びその幅員並びに敷地が接する道路の位置及びその幅員 |
| | 各階平面図 (縮尺 200 分の 1 以上) | 縮尺、方位、間取り、規模並びに駐車施設内外の自動車通路及びその幅員 |

(身分証明書の様式)

第 3 条 条例第 11 条第 3 項に規定する証明書の様式は、様式第 2 による。

(措置命令書の様式)

第 4 条 条例第 12 条第 2 項に規定する措置命令書の様式は、様式第 3 による。

(平 9 規則 92・一部改正)

付 則

この規則は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 6 月 26 日規則第 92 号)

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 30 日規則第 50 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 3 月 日規則第 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。